

# 生産緑地法改正のお知らせ

「都市農地の保全・活用」を目的として、生産緑地法が改正されました。これにより、生産緑地地区の指定面積要件や指定から30年を経過する生産緑地地区に対応する特定生産緑地制度の創設および建築規制が緩和されました。

## 生産緑地とは

生産緑地は、市街化区域内において農業などの調整を図りつつ、良好な都市環境形成を目的とし、計画的に保全することを都市計画で定めた農地です。

## 主な改正内容

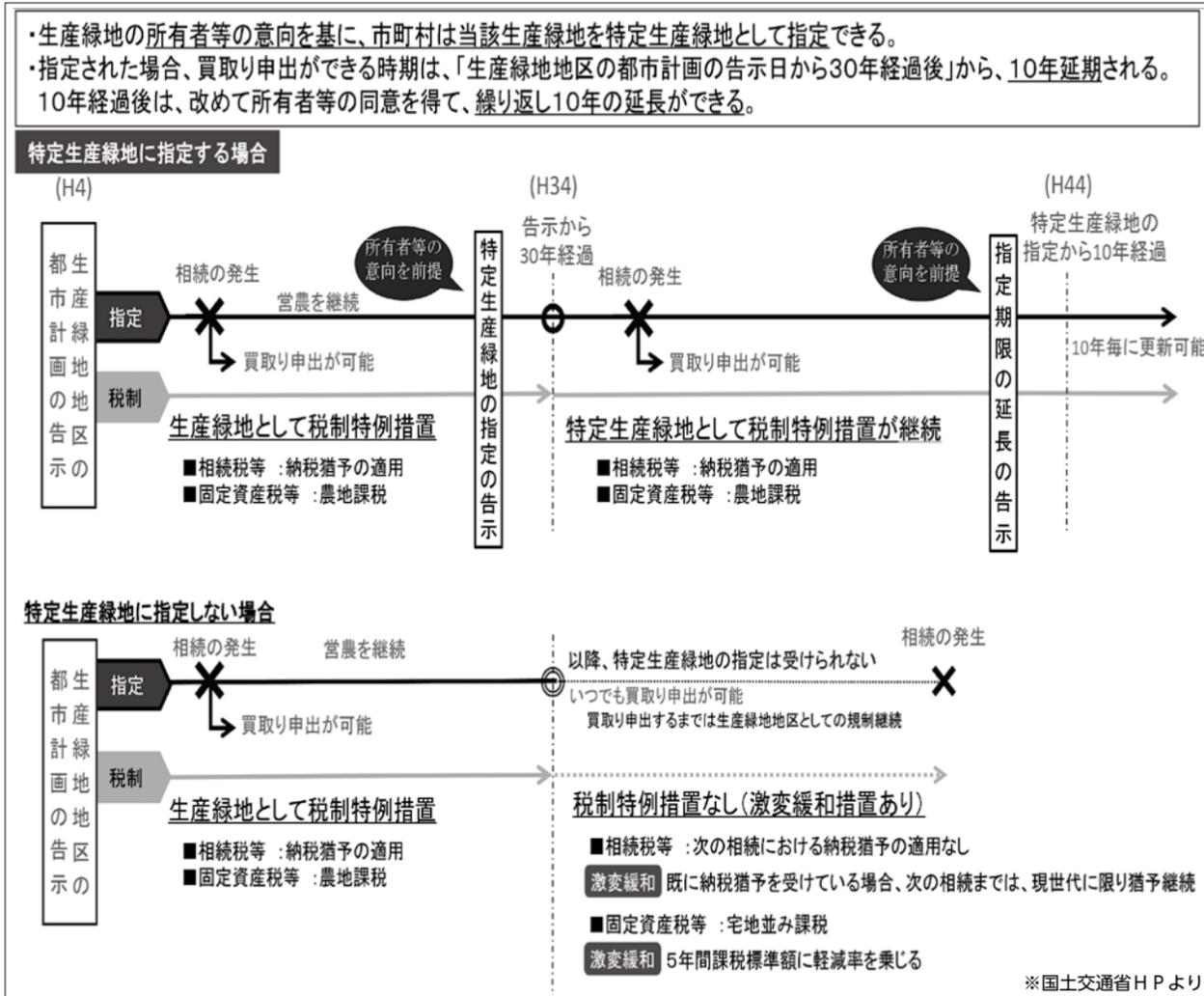
【生産緑地地区指定面積引き下げ】  
生産緑地地区指定面積を、条例で定めることで30平方メートルまで引き下げることができるようになりました。

【特定生産緑地制度の創設】  
生産緑地地区の指定から30年経過する地区について、特定生産緑地として指定することにより、現在適用されている税制特例措置を10年延長することができる制度が創設されました。この制度は、地区指定から30年を経過する前に指定する必要があります(下図参照)。

※本市では、特定生産緑地の指定に向け、所有者の方々に情報の提供を行ってまいります。

【生産緑地地区内の建築規制緩和】  
従来に加え、生産緑地地区区内で生産された農産物を主な原材料とした、製造・加工・販売施設およびレストランを設置できるようになりました。  
問公園みどり課 ☎321

図 特定生産緑地制度について



## ペットは愛情と責任をもって飼いましょう 9月20日から26日は『動物愛護週間』です

問環境リサイクル課 ☎235

動物の愛護と適正な飼い方についての理解と関心を深めるため『動物愛護週間』が設けられています。

ペットは心を豊かにし、日常生活に癒しを与えてくれる大切な存在です。

しかし、鳴き声がうるさかったり、病気になったりと良い面ばかりではありません。時には近隣とのトラブルの原因にもなりかねません。

ペットを飼う前にその習性をよく調べ、次のことに注意して最期まで面倒をみるようにしましょう。

### 【犬のフンの始末は飼い主の義務です】

散歩時の犬のフンの始末は飼い主の大切なマナーです。また、犬のフンの処理は県および市の条例により飼い主に義務づけられています。

犬のフンは必ず持ち帰りましょう。

### 【猫は室内で飼いましょう】

猫を外で飼うことは、交通事故や感染症、他の猫とのケンカなど、さまざまなリスクに猫をさらすこととなってしまいます。また、猫の排泄による悪臭被害や人の車を傷つけてしまうといった財産被害を引き起こし、ご近所とのトラブルの原因になるかもしれません。

猫の欲求を満たす環境を整えてあげれば室内飼育でも十分暮らすことができます。

### 【野良猫にエサを与えるにはルールがあります】

猫は1年に2~3回妊娠し、1回に4~8匹出産します。野良猫にエサを与えると、多くの猫が周囲に集まり、繁殖し、結果的に交通事故や病気の危険にさらされる不幸な猫を増やすこととなります。エサを与えるならば、近所の理解を得るとともに、不妊・去勢手術の実施やえさの後始末、フンや尿の後始末を行いましょう。

## 屋外広告物の適正な管理に努めましょう

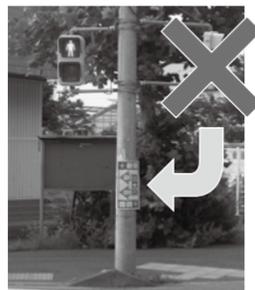
問都市計画課 ☎348

屋外広告物は、情報提供や街のにぎわいに繋がる一方で、適正に管理されていなければ倒壊や落下などにより重大な事故につながる恐れがあります。

看板などの屋外広告物を掲出している方は、定期的な点検を行ってください。また、のぼり旗を掲出している方は、歩道などに越境し、交通の支障とならないよう管理をお願いします。

なお、倒壊、落下などの恐れがある屋外広告物を見かけた方は、都市計画課へお知らせください。

市では、条例により、屋外広告物を掲出してはならない「禁止物件(電柱、道路標識など)」を定め、禁止物件に貼られた違反広告物を定期的に撤去しています。



【(左) 禁止物件(電柱、道路標識など)に貼られた違反広告物】  
【(右) 違反広告物の撤去】

違反広告物の除却活動を行う市民ボランティア団体を募集しています(現在5団体が活動中)。詳しくは、都市計画課へお問い合わせください。